

岐阜県公報

号 外 (二) 令 和 七 年 十 月 十 五 日

目 次

規 則

○岐阜県住民基本台帳法施行条例別表の規則で定める事務を定める規則の一部を改正する規則
○岐阜県個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(市 町 村 課)

一

(情報システム課)

二

規 則

岐阜県住民基本台帳法施行条例別表の規則で定める事務を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十月十五日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第八十二号

岐阜県住民基本台帳法施行条例別表の規則で定める事務を定める規則の一部を改正する規則

岐阜県住民基本台帳法施行条例別表の規則で定める事務を定める規則（平成十五年岐阜県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「別表第一第二号」を「別表第一第一号」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「別表第一第五号」を「別表第一第二号」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「別表第一第六号」を「別表第一第三号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「別表第一第七号」を「別表第一第四号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を削り、同条第七項中「別表第一第九号」を「別表第一第五号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項中「別表第一第九号の二」を「別表第一第六号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第九項中「別表第一第十号」を「別表第一第七号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十項中「別表第一第十二号」を「別表第一第八号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十一項中「別表第一第十三号」を「別表第一第九号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十二項中「別表第一第十四号」を「別表第一第十号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十三項及び第十四項を削り、同条第十五項中「別表第一第十七号」を「別表第一第十一号」に改め、同項を同条第十一項

とし、同条第十六項中「別表第一第十八号」を「別表第一第十二号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十七項中「別表第一第十九号」を「別表第一第十三号」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十八項中「別表第二十号」を「別表第十四号」に改め、同項を同条第十四項とする。

第三条中第四項を削り、第五項を第四項とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十月十五日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第八十三号

岐阜県個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県個人番号の利用等に関する条例施行規則（平成三十年岐阜県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項及び第五項を削り、同条第三項中「別表第二一の項第三号」を「別表第二一の項第四号」に、「この項及び第五項」を「この項」に改め、「次項及び第五項において同じ」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 条例別表第二一の項第三号の規則で定める事務は、二十歳未満の者を扶養している者（配偶者のない者に限る。）又はその被扶養者（二十歳未満の者に限る。）に対する高等学校卒業程度認定試験のための講座の受講に係る給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第二条第六項中「別表第二一の項第六号」を「別表第二一の項第五号」に改め、「東日本大震災その他の」及び「幼稚園」を削り、「幼稚園等」を「小学校等」に改め、「幼児」を削り、「授業料等」を「授業料」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「別表第二一の項第七号」を「別表第二一の項第六号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「別表第二一の項第八号」を「別表第二一の項第七号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項から第十一項までを削り、第十二項を第八項とし、

第十三項を第九項とし、第十四項から第十六項までを削り、同条第十七項中「別表第二一の項第六号」を「別表第二一の項第三号」に改め、同項第一号中「公立高等学校等」の下に「（高等学校等就学支援金の支給に関する法律第二条に規定する高等学校等、高等専門学校（第四学年及び第五学年に限る。）並びに高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の専攻科のうち、国及び地方公共団体の設置するものをいう。次項第一号において同じ。）」を加え、同項を同条第十項とし、同条第十八項中「別表第二一の項第七号」を「別表第二一の項第四号」に改め、同項第一号中「第四条第一項」を「第四条」に改め、同項を同条第十一項とする。

第三条第一項中「生活保護法」の下に「（昭和二十五年法律第四十四号）」を加え、同条第四項から第六項までを削り、同条第三項中「別表第二一の項第三号」を「別表第二一の項第四号」に、「前条第三項」を「前条第四項」に改め、「及び同条第五項に規定する支援金の支給の申請を行う者」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 条例別表第二一の項第三号の規則で定める特定個人情報とは、前条第三項に規定する給付金の支給の申請を行う者に係る児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報とする。

第三条第七項中「前条第十二項」を「前条第八項」に改め、「同条第十四項に規定する給付金の支給の対象となる生徒又は学生並びに同条第十五項及び第十六項に規定する支援金の支給の申請を行う者」を削り、同項を同条第五項とする。

第四条第一項中「別表第三一の項」を「別表第三知事の項」に、「第二条第十二項」を「第二条第八項」に、「同条第十三項」を「同条第九項」に改め、「第二条第十四項に規定する給付金の支給の申請を行う者」を削り、同条第二項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和七年十月十五日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三丁 岐阜文芸社